

厚生年金保険・健康保険 事務手続き 初任者編

職域型年金委員様 研修会

プログラム

説明内容：

- I 公的年金制度の概要
- II 保険料について
- III 手続きの方法（7届書 解説）
- IV 事業主・事務担当者の皆さまが知っておくべきこと・知ってもらいたいこと
～よくあるご質問のQ&A～

I 公的年金制度の概要

公的年金は「世代と世代の支え合い」 (世代間扶養)



老齢年金
約4,014万人



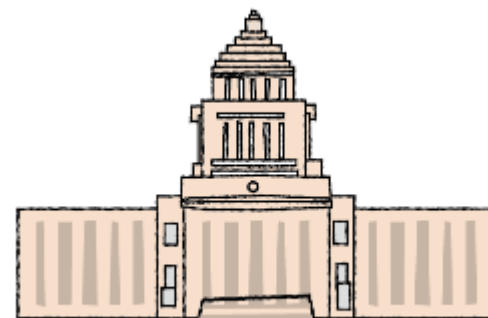
障害年金
約236万人



遺族年金
約682万人



現役世代 約6,744 万人 (保険料)



国(税金)

基礎年金の
1/2は国庫

(注) 人数は令和4年度末時点の数値です。

公的年金における事業主の役割



現役世代 約6,744 万人（保険料）



事業主

納付

- ・ 事業所（会社）の従業員（被保険者）から正しく控除（天引）し通知する。
- ・ 納付期限までに、保険料を納める。

厚生年金法第29条2項
厚生年金法第82条2項
厚生年金法第100条第1項

届出・保管

- ・ 入社（取得）、退社（喪失）、被扶養者の有無などを、期日までに、日本年金機構へ届出を行う必要があります。
（例）資格取得届：5日以内（厚生年金保険法施行規則第15条）
月額変更届：速やかに（同19条）
- ・ 上記届出した書類を、その完結の日から二年間保存する必要があります。
（厚生年金保険法施行規則第28条/健康保険法第34条）
- ・ 日本年金機構から調査にかかる書類提出を求められた際は、提出する必要があります。（厚生年金保険法第100条第1項）

厚生年金法第27条
厚生年金法第100条第1項

事業主が、正当な理由がなく上記条文の規定に違反した際は、厚生年金法第102条に定めた罰則が適用される場合があります。

Ⅱ 保険料について

事業主が日本年金機構に納める「保険料等」



事業主

事業所（会社）
の代表者

納付（支払い）

- 厚生年金保険料
- 健康保険料（協会けんぽの場合）
- 介護保険料
- 子ども・子育て拠出金

	被保険者負担割合	事業主負担割合
厚生年金保険料	保険料額の2分の1（労使折半）	保険料額の2分の1（労使折半）
健康保険料	保険料額の2分の1（労使折半）	保険料額の2分の1（労使折半）
介護保険料	保険料額の2分の1（労使折半）	保険料額の2分の1（労使折半）
子ども・子育て拠出金	負担なし	金額の全額（全額事業主負担）

基礎知識 「標準報酬月額」と「標準賞与額」

○報酬とは

<事務手続き 7P>

原則として事業主が労働の対償として被保険者に支給するすべてのもの。

労働の対償ではないもの、労働の対償であっても臨時的なものは報酬等に該当しません。

	通貨によるもの	現物によるもの
標準報酬月額 の対象となるもの	基本給（月給、日給、時間給など）、通勤手当、残業手当、役職手当、皆勤手当、家族手当、住宅手当、年4回以上支給される賞与など	通勤定期券、自社製品、被服（勤務服でないもの）、食事、社宅、寮など
標準賞与額 の対象となるもの	賞与、年3回以下支給される期末手当、寒冷地手当など	現物で支給される賞与など
	通貨によるもの	現物によるもの
標準報酬月額・標準賞与額の <u>対象とならないもの</u>	大入袋、見舞金、解雇予告手当、退職金、出張旅費、仕事上の交際費、慶弔費など	勤務服（制服、作業着など）、見舞品、生産施設の一部である住居など

基礎知識「標準報酬月額」

○標準報酬月額とは

保険料や給付を計算するために定められた報酬の区分のこと。

保険料額表



Aさん (22歳)

基本給： ¥190,000
通勤手当： ¥25,000

報酬計 ¥215,000

標準報酬		報酬月額	
等級	月額	円以上	円未満
17(14)	200,000	195,000 ~	210,000
18(15)	220,000	210,000 ~	230,000

標準報酬月額 ¥220,000
健保 18等級 厚年15等級

令和7年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

●健康保険料率: 令和7年3月分～適用
●介護保険料率: 令和7年3月分～適用
●厚生年金保険料率: 平成29年3月分～適用
●子ども・子育て給付金率: 令和2年4月分～適用

(単位: 円)

標準報酬月額		健康保険料		厚生年金保険料		
標準報酬月額	標準報酬月額	介護保険料	健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て給付金	
		全額	折半額	全額	折半額	
月額		9.92%		11.51%		
円以上		円未満		一般、内務・商売		
58,000	71,000	6,948	3,474	6,948	3,474	
60,000	73,000	7,168	3,584	7,168	3,584	
62,000	75,000	7,388	3,694	7,388	3,694	
64,000	77,000	7,608	3,804	7,608	3,804	
66,000	79,000	7,828	3,914	7,828	3,914	
68,000	81,000	8,048	4,024	8,048	4,024	
70,000	83,000	8,268	4,134	8,268	4,134	
72,000	85,000	8,488	4,244	8,488	4,244	
74,000	87,000	8,708	4,354	8,708	4,354	
76,000	89,000	8,928	4,464	8,928	4,464	
78,000	91,000	9,148	4,574	9,148	4,574	
80,000	93,000	9,368	4,684	9,368	4,684	
82,000	95,000	9,588	4,794	9,588	4,794	
84,000	97,000	9,808	4,904	9,808	4,904	
86,000	99,000	10,028	5,014	10,028	5,014	
88,000	101,000	10,248	5,124	10,248	5,124	
90,000	103,000	10,468	5,234	10,468	5,234	
92,000	105,000	10,688	5,344	10,688	5,344	
94,000	107,000	10,908	5,454	10,908	5,454	
96,000	109,000	11,128	5,564	11,128	5,564	
98,000	111,000	11,348	5,674	11,348	5,674	
100,000	113,000	11,568	5,784	11,568	5,784	
102,000	115,000	11,788	5,894	11,788	5,894	
104,000	117,000	12,008	6,004	12,008	6,004	
106,000	119,000	12,228	6,114	12,228	6,114	
108,000	121,000	12,448	6,224	12,448	6,224	
110,000	123,000	12,668	6,334	12,668	6,334	
112,000	125,000	12,888	6,444	12,888	6,444	
114,000	127,000	13,108	6,554	13,108	6,554	
116,000	129,000	13,328	6,664	13,328	6,664	
118,000	131,000	13,548	6,774	13,548	6,774	
120,000	133,000	13,768	6,884	13,768	6,884	
122,000	135,000	13,988	6,994	13,988	6,994	
124,000	137,000	14,208	7,104	14,208	7,104	
126,000	139,000	14,428	7,214	14,428	7,214	
128,000	141,000	14,648	7,324	14,648	7,324	
130,000	143,000	14,868	7,434	14,868	7,434	
132,000	145,000	15,088	7,544	15,088	7,544	
134,000	147,000	15,308	7,654	15,308	7,654	
136,000	149,000	15,528	7,764	15,528	7,764	
138,000	151,000	15,748	7,874	15,748	7,874	
140,000	153,000	15,968	7,984	15,968	7,984	
142,000	155,000	16,188	8,094	16,188	8,094	
144,000	157,000	16,408	8,204	16,408	8,204	
146,000	159,000	16,628	8,314	16,628	8,314	
148,000	161,000	16,848	8,424	16,848	8,424	
150,000	163,000	17,068	8,534	17,068	8,534	
152,000	165,000	17,288	8,644	17,288	8,644	
154,000	167,000	17,508	8,754	17,508	8,754	
156,000	169,000	17,728	8,864	17,728	8,864	
158,000	171,000	17,948	8,974	17,948	8,974	
160,000	173,000	18,168	9,084	18,168	9,084	
162,000	175,000	18,388	9,194	18,388	9,194	
164,000	177,000	18,608	9,304	18,608	9,304	
166,000	179,000	18,828	9,414	18,828	9,414	
168,000	181,000	19,048	9,524	19,048	9,524	
170,000	183,000	19,268	9,634	19,268	9,634	
172,000	185,000	19,488	9,744	19,488	9,744	
174,000	187,000	19,708	9,854	19,708	9,854	
176,000	189,000	19,928	9,964	19,928	9,964	
178,000	191,000	20,148	10,074	20,148	10,074	
180,000	193,000	20,368	10,184	20,368	10,184	
182,000	195,000	20,588	10,294	20,588	10,294	
184,000	197,000	20,808	10,404	20,808	10,404	
186,000	199,000	21,028	10,514	21,028	10,514	
188,000	201,000	21,248	10,624	21,248	10,624	
190,000	203,000	21,468	10,734	21,468	10,734	
192,000	205,000	21,688	10,844	21,688	10,844	
194,000	207,000	21,908	10,954	21,908	10,954	
196,000	209,000	22,128	11,064	22,128	11,064	
198,000	211,000	22,348	11,174	22,348	11,174	
200,000	213,000	22,568	11,284	22,568	11,284	
202,000	215,000	22,788	11,394	22,788	11,394	
204,000	217,000	23,008	11,504	23,008	11,504	
206,000	219,000	23,228	11,614	23,228	11,614	
208,000	221,000	23,448	11,724	23,448	11,724	
210,000	223,000	23,668	11,834	23,668	11,834	
212,000	225,000	23,888	11,944	23,888	11,944	
214,000	227,000	24,108	12,054	24,108	12,054	
216,000	229,000	24,328	12,164	24,328	12,164	
218,000	231,000	24,548	12,274	24,548	12,274	
220,000	233,000	24,768	12,384	24,768	12,384	
222,000	235,000	24,988	12,494	24,988	12,494	
224,000	237,000	25,208	12,604	25,208	12,604	
226,000	239,000	25,428	12,714	25,428	12,714	
228,000	241,000	25,648	12,824	25,648	12,824	
230,000	243,000	25,868	12,934	25,868	12,934	
232,000	245,000	26,088	13,044	26,088	13,044	
234,000	247,000	26,308	13,154	26,308	13,154	
236,000	249,000	26,528	13,264	26,528	13,264	
238,000	251,000	26,748	13,374	26,748	13,374	
240,000	253,000	26,968	13,484	26,968	13,484	
242,000	255,000	27,188	13,594	27,188	13,594	
244,000	257,000	27,408	13,704	27,408	13,704	
246,000	259,000	27,628	13,814	27,628	13,814	
248,000	261,000	27,848	13,924	27,848	13,924	
250,000	263,000	28,068	14,034	28,068	14,034	
252,000	265,000	28,288	14,144	28,288	14,144	
254,000	267,000	28,508	14,254	28,508	14,254	
256,000	269,000	28,728	14,364	28,728	14,364	
258,000	271,000	28,948	14,474	28,948	14,474	
260,000	273,000	29,168	14,584	29,168	14,584	
262,000	275,000	29,388	14,694	29,388	14,694	
264,000	277,000	29,608	14,804	29,608	14,804	
266,000	279,000	29,828	14,914	29,828	14,914	
268,000	281,000	30,048	15,024	30,048	15,024	
270,000	283,000	30,268	15,134	30,268	15,134	
272,000	285,000	30,488	15,244	30,488	15,244	
274,000	287,000	30,708	15,354	30,708	15,354	
276,000	289,000	30,928	15,464	30,928	15,464	
278,000	291,000	31,148	15,574	31,148	15,574	
280,000	293,000	31,368	15,684	31,368	15,684	
282,000	295,000	31,588	15,794	31,588	15,794	
284,000	297,000	31,808	15,904	31,808	15,904	
286,000	299,000	32,028	16,014	32,028	16,014	
288,000	301,000	32,248	16,124	32,248	16,124	
290,000	303,000	32,468	16,234	32,468	16,234	
292,000	305,000	32,688	16,344	32,688	16,344	
294,000	307,000	32,908	16,454	32,908	16,454	
296,000	309,000	33,128	16,564	33,128	16,564	
298,000	311,000	33,348	16,674	33,348	16,674	
300,000	313,000	33,568	16,784	33,568	16,784	
302,000	315,000	33,788	16,894	33,788	16,894	
304,000	317,000	34,008	17,004	34,008	17,004	
306,000	319,000	34,228	17,114	34,228	17,114	
308,000	321,000	34,448	17,224	34,448	17,224	
310,000	323,000	34,668	17,334	34,668	17,334	
312,000	325,000	34,888	17,444	34,888	17,444	
314,000	327,000	35,108	17,554	35,108	17,554	
316,000	329,000	35,328	17,664	35,328	17,664	
318,000	331,000	35,548	17,774	35,548	17,774	
320,000	333,000	35,768	17,884	35,768	17,884	
322,000	335,000	35,988	17,994	35,988	17,994	
324,000	337,000	36,208	18,104	36,208	18,104	
326,000	339,000	36,428	18,214	36,428	18,214	
328,000	341,000	36,648	18,324	36,648	18,324	
330,000	343,000	36,868	18,434	36,868	18,434	
332,000	345,000	37,088	18,544	37,088	18,544	
334,000	347,000	37,308	18,654	37,308	18,654	
336,000	349,000	37,528	18,764	37,528	18,764	
338,000	351,000	37,748	18,874	37,748	18,874	
340,000	353,000	37,968	18,984	37,968	18,984	
342,000	355,000	38,188	19,094	38,188	19,094	
344,000	357,000	38,408	19,204	38,408	19,204	
346,000	359,000	38,628	19,314	38,628	19,314	
348,000	361,000	38,848	19,424	38,848	19,424	
350,000	363,000	39,068	19,534	39,068	19,534	
352,000	365,000	39,288	19,644	39,288	19,644	
354,000	367,000	39,508	19,754	39,508	19,754	
356,000	369,000	39,728	19,864	39,728	19,864	
358,000	371,000	39,948	19,974	39,948	19,974	
360,000	373,000	40,168	20,084	40,168	20,084	
362,000	375,000	40,388	20,194	40,388	20,194	
364,000	377,000	40,608	20,304	40,608	20,304	
366,000	379,000	40,828	20,414	40,828	20,414	
368,000	381,000	41,048	20,524	41,048	20,524	
370,000	383,000	41,268	20,634	41,268	20,634	
372,000	385,000	41,488	20,744	41,488	20,744	
374,000	387,000	41,708	20,854	41,708	20,854	
376,000	389,000	41,928	20,964	41,928	20,964	
378,000	391,000	42,148	21,074	42,148	21,074	
380,000	393,000	42,368	21,184	42,368	21,184	
382,000	395,000	42,588	21,294	42,588	21,294	
384,000	397,000	42,808	21,404	42,808	21,404	
386,000	399,000	43,028	21,514	43,028	21,514	
388,0						

基礎知識「標準賞与額」

○標準賞与額とは

賞与支給額の1000円未満を切り捨てた額を「標準賞与額」といいます。

健康保険は年度（4月1日～翌年3月31日）累計573万円、厚生年金保険は1か月あたり150万円が上限。



Aさん (22歳)

1回

賞与： ¥500,000

自社製品：¥60,800

賞与支給額 ￥560,800

千円未満を切り捨て
¥ 560,000

健康保険・厚生年金保険の上限額
を超えていないことを確認

標準賞与額 ￥560,000

健保・厚年等級はありません

保険料額表

令和7年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率: 令和7年1月分～適用
・介護保険料率: 令和7年1月分～適用

・厚生年金保険料率: 平成29年4月分～適用
・子ども・子育て関連給付料率: 令和7年1月分～適用

(単位: 円)

(給与見直し)

氏名		国民健康保険料等(令和7年度)					厚生年金保険料(令和7年度)			
		介護保険第2号被保険者		介護保険第1号被保険者		一般・後援、介護				
		介護保険第2号被保険者 に該当しない場合		介護保険第1号被保険者 に該当する場合						
		9.92%		1.51%		1.30%		全額		
		生額	世帯世帯	生額	世帯世帯	生額	世帯世帯			
以上 円未満		円未満		円未満		円未満				
1	～ 49,000	9,793.84	9,793.84	9,793.84	9,793.84	3,357.73	3,357.73			
2	～ 49,500	9,828.84	9,828.84	9,828.84	9,828.84	3,372.84	3,372.84			
3	～ 50,000	9,863.84	9,863.84	9,863.84	9,863.84	3,387.95	3,387.95			
4	～ 50,500	9,898.84	9,898.84	9,898.84	9,898.84	3,403.06	3,403.06	8,022.20		
5	～ 51,000	9,933.84	9,933.84	9,933.84	9,933.84	3,418.17	3,418.17			
6	～ 51,500	9,968.84	9,968.84	9,968.84	9,968.84	3,433.28	3,433.28			
7	～ 52,000	10,003.84	10,003.84	10,003.84	10,003.84	3,448.39	3,448.39	8,022.20		
8	～ 52,500	10,038.84	10,038.84	10,038.84	10,038.84	3,463.50	3,463.50			
9	～ 53,000	10,073.84	10,073.84	10,073.84	10,073.84	3,478.61	3,478.61			
10	～ 53,500	10,108.84	10,108.84	10,108.84	10,108.84	3,493.72	3,493.72	8,022.20		
11	～ 54,000	10,143.84	10,143.84	10,143.84	10,143.84	3,508.83	3,508.83			
12	～ 54,500	10,178.84	10,178.84	10,178.84	10,178.84	3,523.94	3,523.94			
13	～ 55,000	10,213.84	10,213.84	10,213.84	10,213.84	3,539.05	3,539.05	8,022.20		
14	～ 55,500	10,248.84	10,248.84	10,248.84	10,248.84	3,554.16	3,554.16			
15	～ 56,000	10,283.84	10,283.84	10,283.84	10,283.84	3,569.27	3,569.27			
16	～ 56,500	10,318.84	10,318.84	10,318.84	10,318.84	3,584.38	3,584.38	8,022.20		
17	～ 57,000	10,353.84	10,353.84	10,353.84	10,353.84	3,599.49	3,599.49			
18	～ 57,500	10,388.84	10,388.84	10,388.84	10,388.84	3,614.60	3,614.60			
19	～ 58,000	10,423.84	10,423.84	10,423.84	10,423.84	3,629.71	3,629.71	8,022.20		
20	～ 58,500	10,458.84	10,458.84	10,458.84	10,458.84	3,644.82	3,644.82			
21	～ 59,000	10,493.84	10,493.84	10,493.84	10,493.84	3,659.93	3,659.93			
22	～ 59,500	10,528.84	10,528.84	10,528.84	10,528.84	3,675.04	3,675.04	8,022.20		
23	～ 60,000	10,563.84	10,563.84	10,563.84	10,563.84	3,690.15	3,690.15			
24	～ 60,500	10,598.84	10,598.84	10,598.84	10,598.84	3,705.26	3,705.26			
25	～ 61,000	10,633.84	10,633.84	10,633.84	10,633.84	3,720.37	3,720.37	8,022.20		
26	～ 61,500	10,668.84	10,668.84	10,668.84	10,668.84	3,735.48	3,735.48			
27	～ 62,000	10,703.84	10,703.84	10,703.84	10,703.84	3,750.59	3,750.59			
28	～ 62,500	10,738.84	10,738.84	10,738.84	10,738.84	3,765.70	3,765.70	8,022.20		
29	～ 63,000	10,773.84	10,773.84	10,773.84	10,773.84	3,780.81	3,780.81			
30	～ 63,500	10,808.84	10,808.84	10,808.84	10,808.84	3,795.92	3,795.92			
31	～ 64,000	10,843.84	10,843.84	10,843.84	10,843.84	3,811.03	3,811.03	8,022.20		
32	～ 64,500	10,878.84	10,878.84	10,878.84	10,878.84	3,826.14	3,826.14			
33	～ 65,000	10,913.84	10,913.84	10,913.84	10,913.84	3,841.25	3,841.25			
34	～ 65,500	10,948.84	10,948.84	10,948.84	10,948.84	3,856.36	3,856.36	8,022.20		
35	～ 66,000	10,983.84	10,983.84	10,983.84	10,983.84	3,871.47	3,871.47			
36	～ 66,500	11,018.84	11,018.84	11,018.84	11,018.84	3,886.58	3,886.58			
37	～ 67,000	11,053.84	11,053.84	11,053.84	11,053.84	3,901.69	3,901.69	8,022.20		
38	～ 67,500	11,088.84	11,088.84	11,088.84	11,088.84	3,916.80	3,916.80			
39	～ 68,000	11,123.84	11,123.84	11,123.84	11,123.84	3,931.91	3,931.91			
40	～ 68,500	11,158.84	11,158.84	11,158.84	11,158.84	3,947.02	3,947.02	8,022.20		
41	～ 69,000	11,193.84	11,193.84	11,193.84	11,193.84	3,962.13	3,962.13			
42	～ 69,500	11,228.84	11,228.84	11,228.84	11,228.84	3,977.24	3,977.24			
43	～ 70,000	11,263.84	11,263.84	11,263.84	11,263.84	3,992.35	3,992.35	8,022.20		
44	～ 70,500	11,298.84	11,298.84	11,298.84	11,298.84	4,007.46	4,007.46			
45	～ 71,000	11,333.84	11,333.84	11,333.84	11,333.84	4,022.57	4,022.57			
46	～ 71,500	11,368.84	11,368.84	11,368.84	11,368.84	4,037.68	4,037.68	8,022.20		
47	～ 72,000	11,403.84	11,403.84	11,403.84	11,403.84	4,052.79	4,052.79			
48	～ 72,500	11,438.84	11,438.84	11,438.84	11,438.84	4,067.90	4,067.90			
49	～ 73,000	11,473.84	11,473.84	11,473.84	11,473.84	4,083.01	4,083.01	8,022.20		
50	～ 73,500	11,508.84	11,508.84	11,508.84	11,508.84	4,098.12	4,098.12			
51	～ 74,000	11,543.84	11,543.84	11,543.84	11,543.84	4,113.23	4,113.23			
52	～ 74,500	11,578.84	11,578.84	11,578.84	11,578.84	4,128.34	4,128.34	8,022.20		
53	～ 75,000	11,613.84	11,613.84	11,613.84	11,613.84	4,143.45	4,143.45			
54	～ 75,500	11,648.84	11,648.84	11,648.84	11,648.84	4,158.56	4,158.56			
55	～ 76,000	11,683.84	11,683.84	11,683.84	11,683.84	4,173.67	4,173.67	8,022.20		
56	～ 76,500	11,718.84	11,718.84	11,718.84	11,718.84	4,188.78	4,188.78			
57	～ 77,000	11,753.84	11,753.84	11,753.84	11,753.84	4,203.89	4,203.89			
58	～ 77,500	11,788.84	11,788.84	11,788.84	11,788.84	4,219.00	4,219.00	8,022.20		
59	～ 78,000	11,823.84	11,823.84	11,823.84	11,823.84	4,234.11	4,234.11			
60	～ 78,500	11,858.84	11,858.84	11,858.84	11,858.84	4,249.22	4,249.22			
61	～ 79,000	11,893.84	11,893.84	11,893.84	11,893.84	4,264.33	4,264.33	8,022.20		
62	～ 79,500	11,928.84	11,928.84	11,928.84	11,928.84	4,279.44	4,279.44			
63	～ 80,000	11,963.84	11,963.84	11,963.84	11,963.84	4,294.55	4,294.55			
64	～ 80,500	11,998.84	11,998.84	11,998.84	11,998.84	4,309.66	4,309.66	8,022.20		
65	～ 81,000	12,033.84	12,033.84	12,033.84	12,033.84	4,324.77	4,324.77			
66	～ 81,500	12,068.84	12,068.84	12,068.84	12,068.84	4,339.88	4,339.88			
67	～ 82,000	12,103.84	12,103.84	12,103.84	12,103.84	4,354.99	4,354.99	8,022.20		
68	～ 82,500	12,138.84	12,138.84	12,138.84	12,138.84	4,370.10	4,370.10			
69	～ 83,000	12,173.84	12,173.84	12,173.84	12,173.84	4,385.21	4,385.21			
70	～ 83,500	12,208.84	12,208.84	12,208.84	12,208.84	4,400.32	4,400.32	8,022.20		
71	～ 84,000	12,243.84	12,243.84	12,243.84	12,243.84	4,415.43	4,415.43			
72	～ 84,500	12,278.84	12,278.84	12,278.84	12,278.84	4,430.54	4,430.54			
73	～ 85,000	12,313.84	12,313.84	12,313.84	12,313.84	4,445.65	4,445.65	8,022.20		
74	～ 85,500	12,348.84	12,348.84	12,348.84	12,348.84	4,460.76	4,460.76			
75	～ 86,000	12,383.84	12,383.84	12,383.84	12,383.84	4,475.87	4,475.87			
76	～ 86,500	12,418.84	12,418.84	12,418.84	12,418.84	4,490.98	4,490.98	8,022.20		
77	～ 87,000	12,453.84	12,453.84	12,453.84	12,453.84	4,506.09	4,506.09			
78	～ 87,500	12,488.84	12,488.84	12,488.84	12,488.84	4,521.20	4,521.20			
79	～ 88,000	12,523.84	12,523.84	12,523.84	12,523.84	4,536.31	4,536.31	8,022.20		
80	～ 88,500	12,558.84	12,558.84	12,558.84	12,558.84	4,551.42	4,551.42			
81	～ 89,000	12,593.84	12,593.84	12,593.84	12,593.84	4,566.53	4,566.53			
82	～ 89,500	12,628.84	12,628.84	12,628.84	12,628.84	4,581.64	4,581.64	8,022.20		
83	～ 90,000	12,663.84	12,663.84	12,663.84	12,663.84	4,596.75	4,596.75			
84	～ 90,500	12,698.84	12,698.84	12,698.84	12,698.84	4,611.86	4,611.86			
85	～ 91,000	12,733.84	12,733.84	12,733.84	12,733.84	4,626.97	4,626.97	8,022.20		
86	～ 91,500	12,768.84	12,768.84	12,768.84	12,768.84	4,642.08	4,642.08			
87	～ 92,000	12,803.84	12,803.84	12,803.84	12,803.84	4,657.19	4,657.19			
88	～ 92,500	12,838.84	12,838.84	12,838.84	12,838.84	4,672.30	4,672.30	8,022.20		
89	～ 93,000	12,873.84	12,873.84	12,873.84	12,873.84	4,687.41	4,687.41			
90	～ 93,500	12,908.84	12,908.84	12,908.84	12,908.84	4,702.52	4,702.52			
91	～ 94,000	12,943.84	12,943.84	12,943.84	12,943.84	4,717.63	4,717.63	8,022.20		
92	～ 94,500	12,978.84	12,978.84	12,978.84	12,978.84	4,732.74	4,732.74			
93	～ 95,000	13,013.84	13,013.84	13,013.84	13,013.84	4,747.85	4,747.85			
94	～ 95,500	13,048.84	13,048.84	13,048.84	13,048.84	4,762.96	4,762.96	8,022.20		
95	～ 96,000	13,083.84	13,083.84	13,083.84	13,083.84	4,778.07	4,778.07			
96	～ 96,500	13,118.84	13,118.84	13,118.84	13,118.84	4,793.18	4,793.18			
97	～ 97,000	13,153.84	13,153.84	13,153.84	13,153.84	4,808.29	4,808.29	8,022.20		
98	～ 97,500	13,188.84	13,188.84	13,188.84	13,188.84	4,823.40	4,823.40			
99	～ 98,000	13,223.84	13,223.84	13,223.84	13,223.84	4,838.51	4,838.51			
100	～ 98,500	13,258.84	13,258.84	13,258.84	13,258.84	4,853.62	4,853.62	8,022.20		
101	～ 99,000	13,293.84	13,293.84	13,293.84	13,293.84	4,868.73	4,868.73			
102	～ 99,500	13,328.84	13,328.84	13,328.84	13,328.84	4,883.84	4,883.84			
103	～ 100,000	13,363.84	13,363.84	13,363.84	13,363.84	4,898.95	4,898.95	8,022.20		
104	～ 100,500	13,398.84	13,398.84	13,398.84	13,398.84	4,914.06	4,914.06			
105	～ 101,000	13,433.84	13,							

基礎知識「標準報酬月額」と「標準賞与額」

POINT

- 「報酬の範囲」について確認しましょう <事務手続き 7P>
 - ⇒標準報酬月額の対象となるもの・ならないものについて把握しましょう。
 - ⇒現物給与（物品によるもの）でも標準報酬月額の対象となることを確認しましょう。
- 「標準報酬月額の決め方」について確認しましょう
 - ⇒「健康保険・厚生年金保険 標準報酬月額及び保険料額表」の見方を確認しましょう。
- 「標準賞与額の決め方」について確認しましょう
 - ⇒「健康保険・厚生年金保険の上限額」と「標準賞与額の求め方」を確認しましょう。
- 「標準報酬月額の決定・改定」について確認しましょう
 - ⇒標準報酬月額が、決定・改定される種類を確認しましょう。

保険料

厚生年金保険の保険料は、毎月の給与（標準報酬月額）と賞与（標準賞与額）に共通の保険料率をかけて計算され、事業主と被保険者とが半分ずつ負担します。

保険料の種類	保険料額の計算方法
毎月の保険料額	標準報酬月額 × 保険料率
賞与の保険料額	標準賞与額 × 保険料率

被保険者が資格を取得した月から資格を喪失した月の前月まで保険料が発生します。

月単位での保険料であり、日割り等はありません。

保険料額計算（保険料控除額計算）

< 事務手続き 22P >

保険料計算及び保険料控除額計算は下記の式のとおりです。

(被保険者ごとの)
標準報酬月額
又は
標準賞与額

×

(各種)
保険料率

=

(被保険者ごとの各種)
保険料額

全国健康保険協会管掌健康保険

厚生年金保険

子ども・子育て拠出金

各都道府県別に決定
(介護保険料含む)

18.3/100 (18.3%)

0.36/100 (0.36%)

(被保険者ごとの各種)
保険料額

×

$\frac{1}{2}$

=

(被保険者ごとの各種)
保険料控除額

※ 40歳以上65歳未満の被保険者は、健康保険の保険料に介護保険料を上乗せした保険料を合わせて負担します。

保険料額計算（保険料控除額計算）

< 事務手続き 22P >

保険料額計算及び保険料控除額計算は下記の式のとおりです。

(被保険者ごとの)
標準報酬月額
又は
標準賞与額

×

(各種)
保険料率

=

(被保険者ごとの各種)
保険料額

×

$\frac{1}{2}$

(被保険者ごとの各種)
保険料控除額

計算例



Aさん (22歳)

標準報酬月額

220,000

健保18等級 厚年15等級

×

保険料率

厚生年金保険

18.3%

健康保険

10.11%

=

保険料額

厚生年金保険

¥ 40,260

健康保険

¥ 22,242

×

$\frac{1}{2}$

=

保険料控除額

厚生年金保険

¥ 20,130

健康保険

¥ 11,121

健康保険料率は協会けんぽ宮城支部

標準賞与額

560,000

1回目

×

保険料率

厚生年金保険

18.3%

健康保険

10.11%

=

保険料額

厚生年金保険

¥ 102,480

健康保険

¥ 56,616

×

$\frac{1}{2}$

=

保険料控除額

厚生年金保険

¥ 51,240

健康保険

¥ 28,308

健康保険料率は協会けんぽ宮城支部

保険料額計算（保険料控除額計算）

POINT

- 「保険料の額」「標準賞与額に対する保険料」について
⇒給与・賞与（年3回以下）について、保険料が発生することを確認しましょう。
- 「保険料の端数計算に伴う事業主負担」について
⇒保険料控除額に1円未満の端数が生じた場合の端数処理について確認しましょう。
- 「介護保険第2号被保険者の保険料」について
⇒被保険者の年齢により、控除されるものがあることを確認しましょう。

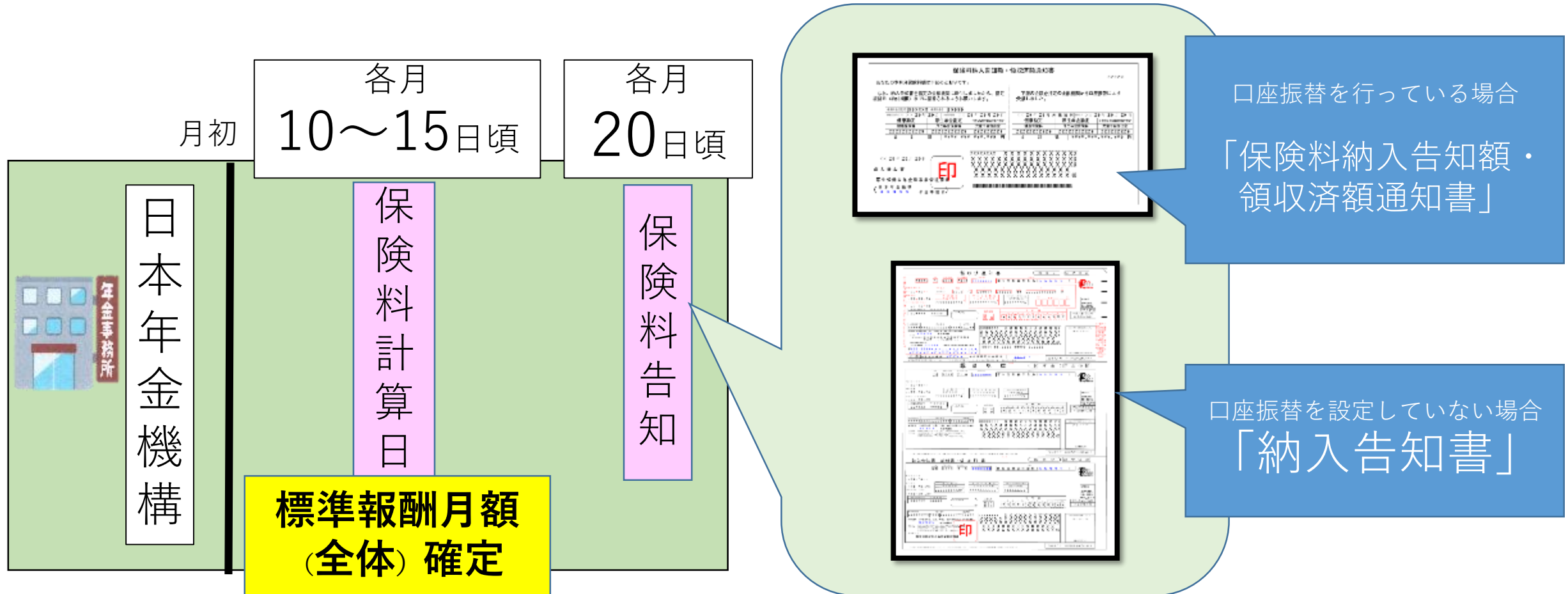
＜事務手続き 22P＞
- 「賞与支払届の留意事項」「産前産後休業・育児休業等期間中の保険料」について
⇒保険料賦課の対象とならないものを確認しましょう。

年齢による控除	40歳未満	40歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上 70歳未満	70歳以上 75歳未満	75歳以上
健康保険料	○	○	○	○	○	×
厚生年金保険料	○	○	○	○	×	×
介護保険料	×	○	○	×	×	×

○…控除要
×…控除不要

日本年金機構の保険料額計算と納入告知書

事業所の全被保険者（会社の全従業員）分の各種保険料が一括で請求されます。
保険料計算日以降に、当月の保険料納付期限までに納付いただく金額を確認できます。



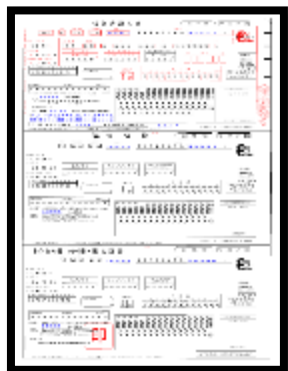
納付期限（事業主負担額の追加）

事業主は毎月の給料および賞与から被保険者負担分の保険料を差し引き、事業主負担分の保険料と合わせて、翌月の末日までに納めていただきます。

（例：4月分保険料の納付期限は5月末日です。）

※月末が土・日・祝日の場合は翌月の始めの営業日が納付期限となります。

納入告知書
合計額



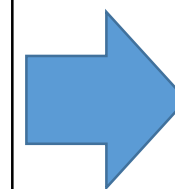
（全被保険者の各種）
保険料控除額

	被保険者負担割合
厚生年金保険料	保険料額の2分の1 （労使折半）
健康保険料 （協会けんぽ）	保険料額の2分の1 （労使折半）
介護保険料	保険料額の2分の1 （労使折半）
子ども子育て拠出金	負担なし



事業主負担額

	事業主負担割合
厚生年金保険料	保険料額の2分の1 （労使折半）
健康保険料 （協会けんぽ）	保険料額の2分の1 （労使折半）
介護保険料	保険料額の2分の1 （労使折半）
子ども子育て拠出金	金額の全額 （全額事業主負担）



末日

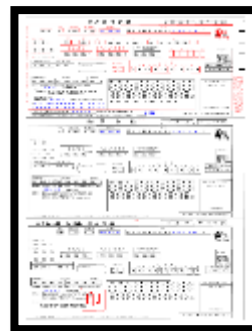
保険料納付

納付期限までに

保険料納付方法

保険料納付

① 金融機関の窓口で納付



注：
コンビニエンス
ストアでは
支払えません



② Pay-easy(電子納付)

- ・金融機関設置のATM
- ・インターネットバンキング
- ・モバイルバンキング 等



③ 口座振替



口座振替は事前に申請書にて
申し込みが必要です

Ⅲ 手続きの方法（7届書 解説）

事業主が日本年金機構に届ける「届書」

届出・保管



事業主

- ・ 入社（取得）、退社（喪失）、被扶養者の有無などを、期日までに、日本年金機構へ届出を行う必要があります。
（例）資格取得届：5日以内（厚生年金保険法施行規則第15条）
月額変更届：速やかに（同19条）
- ・ 上記届出した書類を、その完結の日から2年間保存する必要があります。
（厚生年金保険法施行規則第28条/健康保険法第34条）
- ・ 日本年金機構より調査にかかる書類提出を求められた際は、提出する必要があります。（厚生年金保険法第100条第1項）

届出頻度の高い7つの届書を
覚えていきましょう。

7つの届書とは

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1. 被保険者資格取得届 | < 事務手続き 5P～8P > |
| 2. 被扶養者（異動）届 | < 事務手続き 14P～18P > |
| 3. 被保険者資格喪失届 | < 事務手続き 9P～13P > |
| 4. 賞与支払届・賞与不支給報告書 | < 事務手続き 28P～29P > |
| 5. 算定基礎届 | < 事務手続き 23P～25P > |
| 6. 月額変更届 | < 事務手続き 26P～27P > |
| 7. 育児休業等取得者申出書 | < 事務手続き 34P～36P > |

届書用紙は日本年金機構ホームページからダウンロードすることができます。
また、「電子媒体（CD・DVD）」、「電子申請」にて届出をすることもできます。

届書の説明を行う前に、基礎知識（事業所整理記号）について説明します。

基礎知識「事業所整理記号・番号」

○事業所整理記号・事業所番号とは

事業所1つ1つに割り振られた事業所管理のための記号。

届書用紙提出のためには記入が必須。

事業所整理記号 例						
4	3	-	イ	ロ	ハ	
4	5	-	A	B	C	D

事業所番号 例				
0	1	2	3	4
1	1	1	1	1

この「提出者記入欄」はすべての届書にあります。

被保険者資格取得届
70歳以上被用者該当届

令和 年 月 日提出

事業所整理記号

事業所番号

届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。

提出者記入欄

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

電話番号

提出

事業所整理記号

事業所番号

届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。

提出

事業所所在地

事業主氏名

電話番号

社会保険労務士
氏 名 等

電話等での問い合わせの際にも必要です。必ず管理・把握してください。

1. 被保険者資格取得届

< 事務手続き 5P～8P >

入社、臨時雇用などのため適用除外（対象外）だった人がそうでなくなったときなど、健康保険・厚生年金保険に加入するとき、又は70歳以上被用者に該当したときの届出。

①被保険者（従業員）が事業所（会社）に使用されるに至った（入社した）とき

②臨時雇用などのため適用除外（対象外）だった人が、
そうでなくなったとき

※入社後、試用期間が設けられている場合でも、入社日から被保険者となります。

提出時期：当該事実があった日から5日以内

健康保険 被保険者資格取得届
厚生年金保険 70歳以上被用者該当届

様式コード 22200

令和 年 月 日提出

提出書記入欄

健康保険 被保険者資格取得届
厚生年金保険 70歳以上被用者該当届

提出書記入欄

被保険者1

被保険者2

被保険者3

被保険者4

協会けんぽご加入の事業所様へ
※ 75歳以上等で70歳以上被用者該当届のみ提出の場合は、「⑩備考」欄の「1.70歳以上被用者該当」および「5.その他」に○をし、「5.その他」の（ ）内に「該当届のみ」とご記入ください。

1. 被保険者資格取得届

< 事務手続き 5P~8P >

電話番号		()			
被保険者 1	① 被保険者整理番号	② (フリガナ)	③	④ 生 年 月 日	⑤ 昭和 年 月 日 ⑥ 種 別
	⑦ 氏 名			⑧ 取得 (該当) 年 月 日	⑨ 1. 男 2. 女 3. 坑内員 5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 坑内員(基金)
	⑩ 取 得 区 分	⑪ 健康・厚生 ⑫ 個人番号 (基礎年金番号)	⑬	⑭ 9. 令和 年 月 日	⑮ 被 扶 養 者 0. 無 1. 有
	⑯ 報 酬 月 額	⑰ (通貨) ⑱ (現物)	⑲ (合計 ⑲+⑲)	⑳ 備考	㉑ 該当する項目を○で囲んでください。 1. 70歳以上被用者該当 2. 二以上事業所勤務者の取得 3. 短時間労働者の取得(特定適用事業所等) 4. 退職後の継続再雇用者の取得 5. その他 ()
	㉒ 住 所	日本年金機構に提出する際、個人番号を記入した場合は、住所記入は不要です。 〒 (フリガナ)		㉓ 理由: 1. 海外在住 2. 短期在留 3. その他 ()	㉔ 資格確認書 発行要否 ☐ 発行が必要
被保険者 2	① 被保険者整理番号	② (フリガナ)	③	④ 生 年 月 日	⑤ 昭和 年 月 日 ⑥ 種 別
	⑦ 氏 名			⑧ 取得 (該当) 年 月 日	⑨ 1. 男 2. 女 3. 坑内員 5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 坑内員(基金)
	⑩ 取 得 区 分	⑪ 健康・厚生 ⑫ 個人番号 (基礎年金番号)	⑬	⑭ 9. 令和 年 月 日	⑮ 被 扶 養 者 0. 無 1. 有
	⑯ 報 酬 月 額	⑰ (通貨) ⑱ (現物)	⑲ (合計 ⑲+⑲)	⑳ 備考	㉑ 該当する項目を○で囲んでください。 1. 70歳以上被用者該当 2. 二以上事業所勤務者の取得 3. 短時間労働者の取得(特定適用事業所等) 4. 退職後の継続再雇用者の取得 5. その他 ()
	㉒ 住 所	日本年金機構に提出する際、個人番号を記入した場合は、住所記入は不要です。 〒 (フリガナ)		㉓ 理由: 1. 海外在住 2. 短期在留 3. その他 ()	㉔ 資格確認書 発行要否 ☐ 発行が必要
①	② (フリガナ)	③	④ 昭和 年 月 日	⑤ 1. 男 2. 女 3. 坑内員 5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 坑内員(基金)	

マイナンバー（個人番号）を記入する場合、住所の記入は不要です。

氏名の正しいフリガナを記入を忘れずにお願いします。

備考欄の要件に該当する場合は○印のつけ忘れにご注意ください

協会けんぽ管掌の事業所の場合、
「資格確認書発行要否」欄に✓を入れていただくと
⇒協会けんぽから
「資格確認書」が交付されます。

⇒扶養者がいる場合
次にご説明する「被扶養者（異動）届」を併せてご提出ください。

【Pick Up!】

令和4年4月以降、年金手帳に代わり、基礎年金番号通知書が被保険者本人の住所へ送付されます。

1. 被保険者資格取得届

< 事務手続き 5P~8P >

適用事業所に**常時使用される人**は、国籍や性別、賃金の額等に関係なく※一定の条件を除いて、すべて被保険者となります。

※事業主も含まれます。

70歳以上の方は、原則、健康保険のみ加入します。

雇用契約書の有無等とは関係なく、労務の対償として給料や賃金を受けるという使用関係が常用的であること
※従業員が年金受給者の場合も同様です。

パートタイマー・アルバイト等、名称に関わらず、1週間の所定労働時間**かつ**1か月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上である場合は、被保険者となります。

例えば・・・

正社員の勤務形態

1週間の所定労働時間が40時間（8時～17時） $\times 3/4$

1か月の所定労働日数が20日の事業所 $\times 3/4$



パートタイマーの勤務形態

1週間の所定労働時間が30時間（8時～15時）

1か月の所定労働日数が15日



社会保険の加入が必要です
（試用期間中であっても加入が必要）

4分の3要件に満たない場合でも、国・地方公共団体および特定適用事業所に勤務する**短時間労働者**で、一定の要件を満たす場合は被保険者となります。

外国人の社員は、適用除外（日々雇い入れられる場合）に該当しない限り、被保険者となります。

※技術導入などのために外国企業から派遣されてきた外国人社員は被保険者となりません

1. 被保険者資格取得届

POINT

- 「被保険者」について確認しましょう

< 事務手続き 5P >

⇒自身の会社の従業員が、届出の対象となるかは必ず確認してください。

- 「マイナンバー（個人番号）の記入」について確認しましょう

< 事務手続き 5P >

- 資格取得時の本人確認をしましょう

- 「70歳以上の被保険者」について確認しましょう

< 事務手続き 6P >

- 「被保険者への通知」について確認しましょう

⇒健康保険が協会けんぽ以外の場合は、別途お手続きが必要となります。

⇒「基礎年金番号通知書」が事業所へ送付されたら、必ず従業員（被保険者）へ手渡しください。

2. 被扶養者（異動）届

< 事務手続き 14P~18P >

- ① 家族を被扶養者にするとき
 - ② 被扶養者となっている家族に異動があったとき
 - ③ 被扶養者の届出事項に変更があったとき
- の届出。

提出時期：当該事実があった日から5日以内

様式コード 2202 協会費事業所用 健康保険 被扶養者（異動）届 第3号被保険者関係届

令和 年 月 日提出

事業主記入欄

事業主氏名 氏名 電話番号

事業主が保証した場合は、収入に該当する被扶養者の届出が承認されている場合は、所得税上において認められます。

厚生年金被扶養者の配偶者に係る届出の記載がある場合は、同時に「国民年金第3号被保険者関係届」に受理し、配偶者を第3号被保険者に、第2号被保険者を配偶者として読み替えます。

社会保険労務士記載欄

氏名

事業主等受付年月日 令和 年 月 日

A 被扶養者届

被扶養者氏名 氏名 生年月日 性別 1.男 2.女

被扶養者生年月日 令和 年 月 日 収入 住居

B 配偶者（第3号被保険者）届

氏名 氏名 生年月日 性別 1.男 2.女

住所 1. 居宅 2. 別居

届出理由 1. 届出 2. 変更 3. 取消 4. その他

C その他の被扶養者届

氏名 氏名 生年月日 性別 1.男 2.女

住所 1. 居宅 2. 別居

届出理由 1. 届出 2. 変更 3. 取消 4. その他

届出に関する申立書（届出書の内容について補足する事項がある場合に記入してください）

申立の事項に精通ありません。 氏名

<事務手続き 14P～18P>

入社した方など、事業所に勤務している本人について記入する欄

事業所に勤務している方の
配偶者を
扶養にする際に記入する欄

事業所に勤務している方の
配偶者以外の家族を
扶養にする際に記入する欄

2. 被扶養者（異動）届

< 事務手続き 14P～18P >

家族を被扶養者にするとき

住民票や戸籍謄（抄）本は、提出日からさかのぼって90日以内に発行されたものを提出してください。ただし、下記のいずれにも該当する場合は省略可能です。

- ①被保険者と被扶養者の双方のマイナンバー
- ②戸籍謄本等で被保険者と被扶養者の続柄を確認した上で、備考の続柄確認済欄に✓がある

今後1年間の年間収入見込み額を記入してください。

扶養認定を受ける方が所得税法上の控除対象配偶者・扶養親族であることを確認した場合、「確認」を○で囲んでください。

家族を扶養にする際は「1.該当」に○印を忘れずに記入してください。

欄	電話番号		
	事業主確認欄	事業主が確認した場合、収入に関する証明の添付が省略されている者は、所得税法上の控除対象配偶者・扶養親族であることを確認しました。	
A. 被保険者欄	① 被保険者整理番号	② 氏名 (フリガナ) (氏名)	③ 生年月日 令和 年 月 日 ④ 性別 1.男 2.女
	⑤ 取得年月日 5.昭和 7.平成 9.令和	⑥ 収入 (年収) 円	⑦ 住所 〒 -
	※事業主が、認定を受ける方の続柄を裏面(a)の書類で確認した場合は、B欄④(又はC欄④)の「※続柄確認済み」の口に✓を付してください。(添付書類については裏面(a)(b)参照)		
	配偶者が被扶養者(第3号被保険者)になった場合は「該当」、被扶養者でなくなった場合は「非該当」、変更の場合は「変更」を○で囲んでください。		
B. 配偶者である被扶養者欄 (第3号被保険者)	① 第3号被保険者に関し、この届書記載のとおり届出します。 令和 年 月 日	② 生年月日 5.昭和 7.平成 9.令和	③ 性別 1.夫 3.夫(未婚) 2.妻 4.妻(未婚)
	④ 氏名 (フリガナ) (氏名)	⑤ 個人番号 (基礎年金番号)	⑥ 外国籍 外国人 通称名
	⑦ 住所 1.同居 2.別居	⑧ 電話番号 1.自宅 2.携帯 3.勤務先 4.その他	⑨ 職業 1.無職 4.その他 2.パート 3.年金受給者
	⑩ 1.該当 2.非該当 3.変更	⑪ 理由 1.配偶者の就職 2.婚姻 3.就職 4.収入減少 5.その他	⑫ 収入 (年収) 円
	⑬ 1.海外特例要件該当 2.海外特例要件非該当	⑭ 理由 1.死亡(令和 年 月 日) 2.離婚 3.就職・収入増加 4.75歳到達 5.障害認定 6.その他	⑮ 備考 ※続柄確認済み ✓
	⑯ 1.海外特例要件該当 2.海外特例要件非該当	⑰ 理由 1.留学 2.同行家族 3.特定活動 4.海外婚姻 5.その他	⑱ 資格確認書 発行要否
	⑲ 1.国内転入(令和 年 月 日) 2.その他	⑳ 31	
	㉑ 被扶養者でない配偶者を有するときに記入してください。	配偶者の収入(年収) 円	
	配偶者以外の方が被扶養者になった場合は「該当」、被扶養者でなくなった場合は「非該当」、変更の場合は「変更」を○で囲んでください。		
	C. その他の被扶養者欄 1	① 氏名 (フリガナ) (氏名)	② 生年月日 5.昭和 7.平成 9.令和
④ 住所 1.同居 2.別居		⑤ 個人番号 (基礎年金番号)	⑥ 続柄 1.実子・養子 2.1以外の子 3.父母・養父母 4.養父母 5.弟妹 6.兄弟 7.祖父母 8.曾祖父母 9.孫 10.その他
⑦ 1.海外特例要件該当 2.海外特例要件非該当		⑧ 理由 1.留学 2.同行家族 3.特定活動 4.海外婚姻 5.その他	⑨ 収入 (年収) 円
⑩ 1.海外特例要件該当 2.海外特例要件非該当		⑪ 理由 1.国内転入(令和 年 月 日) 2.その他	⑫ 備考 ※続柄確認済み ✓

2. 被扶養者（異動）届

POINT

- 「被扶養者の範囲」について

⇒同居（同一世帯）が条件となる続柄の方を確認しましょう。

<事務手続き 16P>

- 「生計維持関係」について

⇒同居（同一世帯）の有無や年齢・障害の程度により条件が異なることを確認しましょう。

<事務手続き 15P>

- 「被扶養者の国内居住要件」について

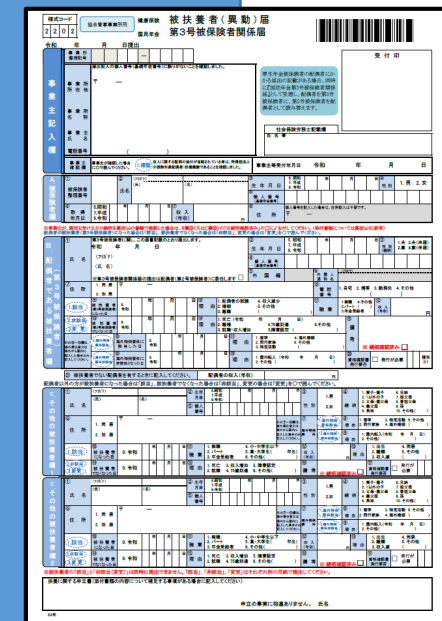
⇒国内居住要件と例外について確認しましょう。

<事務手続き 16P>

- 「被扶養者の届出」について確認しましょう。

⇒扶養となる場合だけでなく、扶養から外れる場合や扶養者の内容変更にも使用する届出用紙であることを確認しましょう。

- 被扶養者のマイナンバーを確認しましょう。



3. 被保険者資格喪失届

< 事務手続き 9P~13P >

退職、死亡、75歳到達など、
健康保険、厚生年金保険の被保険者資格を
失ったときの届出。

主な提出契機

- ①被保険者（従業員）の退職
- ②被保険者（従業員）の死亡
- ③被保険者（従業員）が70歳（75歳）に到達

提出時期：当該事実があった日から5日以内

添付書類：健康保険管掌が協会けんぽの場合

- ①資格確認書（有効期限内である場合）
- ②健康保険被保険者証（本人・被扶養者分）
- ③高齢受給者証、健康保険特定疾病療養受療証、
健康保険限度額適用・標準負担額認定証

※いずれも、交付されている場合のみ

被保険者資格喪失届
70歳以上被用者不該当届

届出事項

届出理由

届出者

届出先

3. 被保険者資格喪失届

< 事務手続き 9P~13P >

従業員が退職・死亡したとき

該当する喪失の理由に○を付してください。

資格を喪失した日をご記入ください。

- ①被保険者（従業員）の退職
 - ②被保険者（従業員）の死亡
- これらの場合は、その翌日が資格喪失日となります。
提出の際に間違わないように確認をお願いします。

電話番号 ()			
被保険者 1	① 被保険者整理番号	② 氏名 (氏名)	③ 生年月日
	④ 個人番号 (基礎年金番号)	⑤ 喪失年月日	⑥ 喪失(不該当)原因
	⑦ 備考 該当する項目を○で囲んでください。 1. 二以上事業所勤務者の喪失 3. その他 2. 退職後の継続再雇用者の喪失		⑧ 保険証回収 添付 枚 返不能 枚
	5. 昭和 年 月 日 7. 平成 年 月 日 9. 令和 年 月 日 4. 退職等 (令和 年 月 日退職等) 5. 死亡 (令和 年 月 日死亡) 7. 75歳到達 (健康保険のみ喪失) 9. 障害認定 (健康保険のみ喪失) 11. 社会保障協定 ☐ 70歳以上被用者不該当 (退職日または死亡日を記入してください) 不該当年月日 9. 令和 年 月 日		
被保険者 2	① 被保険者整理番号	② 氏名 (氏名)	③ 生年月日
	④ 個人番号 (基礎年金番号)	⑤ 喪失年月日	⑥ 喪失(不該当)原因
	⑦ 備考 該当する項目を○で囲んでください。 1. 二以上事業所勤務者の喪失 3. その他 2. 退職後の継続再雇用者の喪失		⑧ 保険証回収 添付 枚 返不能 枚
	5. 昭和 年 月 日 7. 平成 年 月 日 9. 令和 年 月 日 4. 退職等 (令和 年 月 日退職等) 5. 死亡 (令和 年 月 日死亡) 7. 75歳到達 (健康保険のみ喪失) 9. 障害認定 (健康保険のみ喪失) 11. 社会保障協定 ☐ 70歳以上被用者不該当 (退職日または死亡日を記入してください) 不該当年月日 9. 令和 年 月 日		
被保険者 3	① 被保険者整理番号	② 氏名 (氏名)	③ 生年月日
	④ 個人番号 (基礎年金番号)	⑤ 喪失年月日	⑥ 喪失(不該当)原因
	⑦ 備考 該当する項目を○で囲んでください。 1. 二以上事業所勤務者の喪失 3. その他 2. 退職後の継続再雇用者の喪失		⑧ 保険証回収 添付 枚 返不能 枚
	5. 昭和 年 月 日 7. 平成 年 月 日 9. 令和 年 月 日 4. 退職等 (令和 年 月 日退職等) 5. 死亡 (令和 年 月 日死亡) 7. 75歳到達 (健康保険のみ喪失) 9. 障害認定 (健康保険のみ喪失) 11. 社会保障協定 ☐ 70歳以上被用者不該当 (退職日または死亡日を記入してください) 不該当年月日 9. 令和 年 月 日		

3. 被保険者資格喪失届

POINT

- 「被保険者資格の喪失」について <事務手続き 9P>
⇒資格喪失日が翌日となるもの、当日となるものを確認しましょう。
- 「70歳で厚生年金保険の資格を喪失する人」について <事務手続き 11P>
⇒70歳に到達し、引き続き勤務を行う従業員がいる場合は、提出する書類が異なることを確認しましょう。
- 「被保険者資格喪失届」について <事務手続き 9P>
⇒健康保険証・資格確認書の回収・添付について確認しましょう。
- 「退職後再雇用した人の取扱い」について <事務手続き 5P>
⇒「被保険者資格喪失届」、「被保険者資格取得届」の提出に際し以下の
①、②または③の添付書類が必要になります。
 - ①就業規則、退職辞令の写し（退職日の確認できるもの）
 - ②雇用契約書の写し（継続して雇用されたことがわかる物に限る）
 - ③「退職日」及び「再雇用された日」に関する事業主の証明書



4-1. 賞与支払届

< 事務手続き 28P~29P >

被保険者及び70歳以上被用者に、**賞与を支払ったとき**の届出。

提出時期：賞与支払年月日より5日以内

被保険者賞与支払届
70歳以上被用者賞与支払届

令和 年 月 日

提出者記入欄

提出者氏名
提出者住所
提出者電話番号

被保険者氏名
被保険者住所
被保険者電話番号

社会保険労務士記載欄
氏名
印

① 被保険者番号
② 被保険者氏名
③ 支払年月日
④ 賞与支払額
⑤ 賞与支払額(千円未満は四捨五入)
⑥ 備考

⑦ 賞与支払額(千円未満は四捨五入)
⑧ 賞与支払額(千円未満は四捨五入)
⑨ 賞与支払額(千円未満は四捨五入)
⑩ 賞与支払額(千円未満は四捨五入)
⑪ 賞与支払額(千円未満は四捨五入)
⑫ 賞与支払額(千円未満は四捨五入)
⑬ 賞与支払額(千円未満は四捨五入)
⑭ 賞与支払額(千円未満は四捨五入)
⑮ 賞与支払額(千円未満は四捨五入)
⑯ 賞与支払額(千円未満は四捨五入)
⑰ 賞与支払額(千円未満は四捨五入)
⑱ 賞与支払額(千円未満は四捨五入)
⑲ 賞与支払額(千円未満は四捨五入)
⑳ 賞与支払額(千円未満は四捨五入)

< 事務手続き 28P~29P >

POINT

- 「賞与支払届の留意点」について確認しましょう
- 日本年金機構に登録している賞与支払予定月に賞与の支払いがない場合は、「賞与不支給報告書」を提出しましょう。

<事務手続き 28P～29P>

項目名		① 被保険者整理番号	② 被保険者氏名	③ 生年月日	⑦ 個人番号 ※70歳以上被用者の基礎番号
共通		④ 賞与支払年月日	⑤ 賞与支払額	⑥ 賞与額(千円未満は切捨て)	⑧ 備考
		④ 賞与支払年月日(共通)	9.令和 年 月 日	←1枚ずつ必ず記入してください。	
1	④※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。	⑤(通貨)	⑦(現物)	⑧(合計⑦+⑥)千円未満は切捨て	⑧ 1. 70歳以上被用者 2. 二以上勤務 3. 同一月内の賞与合算(初回支払日: 日)
2	④※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。	⑤(通貨)	⑦(現物)	⑧(合計⑦+⑥)千円未満は切捨て	⑧ 1. 70歳以上被用者 2. 二以上勤務 3. 同一月内の賞与合算(初回支払日: 日)
3	④※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。	⑤(通貨)	⑦(現物)	⑧(合計⑦+⑥)千円未満は切捨て	⑧ 1. 70歳以上被用者 2. 二以上勤務 3. 同一月内の賞与合算(初回支払日: 日)
4	④※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。	⑤(通貨)	⑦(現物)	⑧(合計⑦+⑥)千円未満は切捨て	⑧ 1. 70歳以上被用者 2. 二以上勤務 3. 同一月内の賞与合算(初回支払日: 日)

別日に支払われた被保険者は、被保険者欄の④に記入必須

⑧備考 ④賞与支払年月日(共通)と異なる被保険者は、別日に支払われた被保険者は、被保険者欄の④に記入必須

④賞与支払年月日（共通）の記入で、
被保険者欄の④賞与支払年月日は省略
可能です。
（別日に支払われた被保険者の④は記入必須）

別日に支払われた被保険者は、
被保険者欄の④に記入必須

⑧備考欄に該当する場合は、○印を付けてください。

4-2. 賞与不支給報告書

報告コード 2 2 6 0				厚生労働 年金事務所				賞与不支給報告書							
令和 年 月 日 提出		事業年度 開始年度		事業年度 終了年度		事業年度 開始年度		事業年度 終了年度		事業年度 開始年度		事業年度 終了年度			
提出者の氏名	事業所 所在地 事業所 名称 事業主 氏名 電話番号 提出書														

・この報告書は、賞与支払予定月に賞与の支給がなかった場合に提出してください。
 (賞与支払予定月に報告書の提出がない場合、後日、提出勧奨のお知らせが送付されます。)

賞与支払予定	賞与支払予定年月		支払額		未 払	
	①		支払額		未 払	
	②		支払額		未 払	
	③ 支離の状況		④ 未支払額			

・従前の賞与支払予定月を変更する場合は以下⑤も記入してください。

⑤	賞与支払予定月の 変更前		支払額		未 払	
	賞与支払予定月の 変更後		支払額		未 払	

被保険者及び70歳以上被用者に、**賞与を
支払わなかったとき**の報告書。

提出時期：賞与支払年月日より5日以内

POINT

- 日本年金機構に登録している賞与支払予定月に賞与の支払いがない場合も報告が必要です。

5. 算定基礎届

< 事務手続き 23P~25P >

毎年1回、被保険者が実際に受ける報酬と、標準報酬月額が大きくズレないように、全ての事業所が被保険者の報酬月額を届け出し、標準報酬月額を決める（定時決定）ための届出。

提出時期：毎年 7月1日～7月10日

POINT

- 「支払基礎日数の取り扱い」について確認しましょう。
- 「提出が不要な人」について確認しましょう。
- 6月に入ったら、提出の為の準備を始めましょう。

< 事務手続き 23~24P >

<事務手続き 23P～25P>

報酬の総計を支払基礎日数が17日
(短時間労働者の場合は11日) 以上の月数で
割った、平均額を記入してください。
平均額が該当する標準報酬月額等級が
改定後の等級になります。

37

<事務手続き 26P～27P>

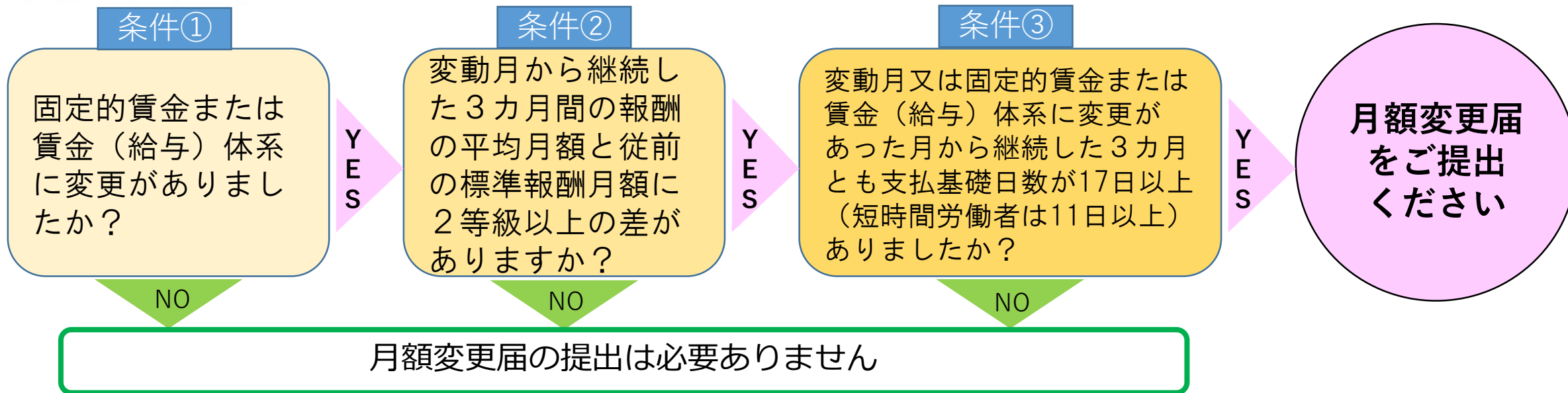
報酬（固定的賃金）が大幅に変わった
（増額・減額）場合に標準報酬月額を変更
するための届出。

- ①**固定的賃金**に変動がある
- ②継続した3か月間の報酬の月額平均に該当する標準報酬月額と、従前の標準報酬月額を比べて**2等級以上の差**が生じている
- ③継続した3か月間の各月の**支払基礎日数が17日以上**（短時間労働者は11日以上）ある

提出時期:月額変更届の対象となる3か月目の給与
支払の後、速やかに

6. 月額変更届

フローチャート

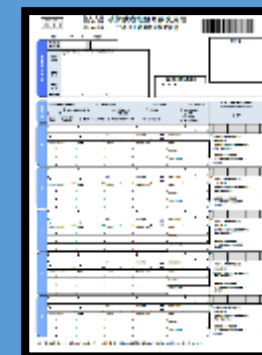


POINT

- 「固定的賃金」「非固定的賃金」について確認しましょう。
 - 「変動月以後継続した3カ月」について確認しましょう。
 - 「産前産後休業・育児休業等終了時の改定」について確認しましょう。
- ※該当の場合は届出用紙が異なります。

<事務手続き 26P～27P>

<事務手続き 37P～40P>



6. 月額変更届

< 事務手続き 26P~27P >

氏名		
電話番号	()	

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 改定年月		⑦ 個 ※70歳
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月 報酬月額		⑦ 昇(降)給		⑧ 遡及支払額		⑩ 遡及 支払額
	⑨ 給与 支給月	⑩ 給与計算の 基礎日数	⑪ 通貨によるものの額		⑫ 現物によるものの額		⑬ 合計(⑪+⑫)		
									⑭ 総計
									⑮ 平均額
									⑯ 修正平均額

変動後の賃金を支払った月から
4か月目の年月を記入してください。

1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
	健	厚	千円	年	月	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	⑨支給月	⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪+⑫)	⑭総計	⑮平均額	⑯修正平均額								
	月	日	円	円	円	円	円	円								
	月	日	円	円	円	円	円	円								

例えば・・・
4月の給与で昇給し
4月末締め、5月払いの場合、
昇給後の報酬が支払われた
5月が変動月となります。
「⑨支給月」には5,6,7月の報酬を記入し、
「④改定年月」にはその翌月の「8月」が入ります。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
健	厚	千円	年	月	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
⑨支給月	⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪+⑫)	⑭総計	⑮平均額	⑯修正平均額								
月	日	円	円	円	円	円	円								
月	日	円	円	円	円	円	円								

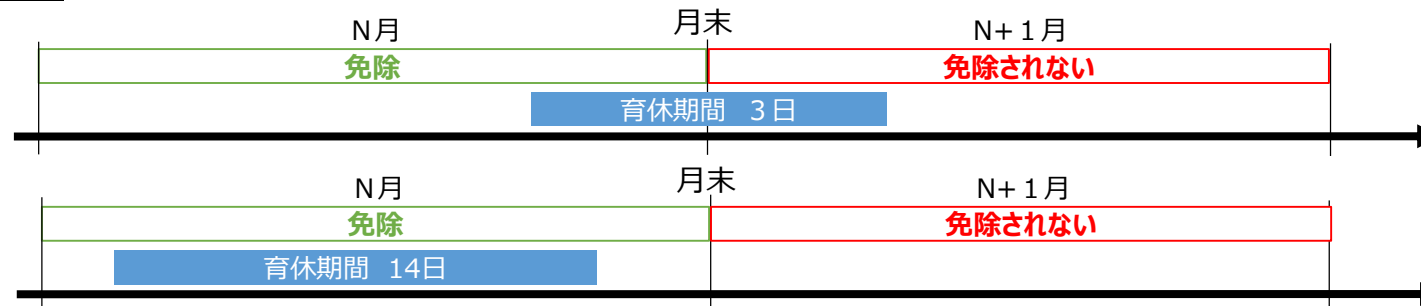
7. 育児休業等取得者申出書

< 事務手続き 34P~36P >

育児休業等期間中の社会保険料の免除とは

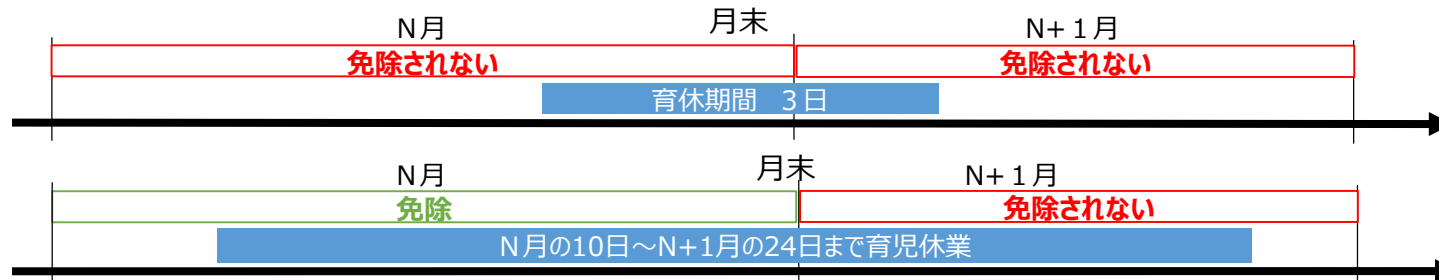
① 月額保険料

育児休業等の開始月については、同月の末日が育児休業等期間中である場合に加え、同月中に14日以上育児休業等を取得した場合にも免除されます。



② 賞与保険料

育児休業等を1月超（暦日で計算）取得した場合のみ免除されます。



改正後の届出様式

届出時における留意点

○ 届出の提出日

同月内に複数回に分けて育児休業等を取得する場合、その月に取得する最後の育児休業等の届出時にまとめて届出をいただくことが可能です。

※ 育児休業等の終了後1月以内に申出書を提出する場合には、遅延理由書の添付は不要です。

○ 育児休業等取得日数

育児休業等の開始年月日と終了年月日の翌日が同月内である場合、育児休業等の日数を記載してください。

※ ③「就労予定日数」は育児休業等の日数に算入されません。

※ 土日等の休日など労務に服さない日も含め、14日以上の日数が必要です。

※ 同月内に複数回の育児休業等を取得する場合は、合算した日数を記載してください。

○ 就業予定日数

労働者と事業主の間で事前に調整して就業を行う場合、その日数を記載してください。

※ 育児休業等取得日数の算定に当たって、就業日数の計算方法は以下のとおりです。

- ・日単位の場合はその日数
- ・時間単位の場合はその時間の合計を一日の所定労働時間で除した数（1未満の数は切り捨て）

例）就業時間が合計20時間（一日の所定労働時間が8時間）であった場合、 $(20 \div 8 = 2.5)$ となり、就労予定日数は「2日」となります。

○ 育休等取得内訳

同月内に育休等を複数回取得した場合、取得したそれぞれの育休等の期間を記載してください。

※ 共通記載欄の⑩「育児休業等取得年月日」には、同月内の最初に取得した育児休業等の開始年月日、⑪「育児休業等終了（予定）年月日」には、同月内の最後に取得した育児休業等の終了年月日を記載してください。

様式コード		健康保険 厚生年金保険		育児休業等取得者 申出書(新規・延長)/終了届		様式バーコード	
2 2 6 3		令和 4 年 10 月 20 日提出					
事業所 登録番号		0 0 - ケイト		事業所 所在地		〒 168 - 8500 東京都杉並区高井戸3-2-1	
事業所 名称		株式会社 健保産業		事業主 氏名		代表取締役社長 健保 良一	
事業主 電話番号		03 (5432) 6789		社会保険労務士記載欄		氏 名	
提出者記入欄		提出者印		社会保険労務士記載欄		氏 名	
新規申出の場合は共通記載欄に必要項目を記入してください。 延長・終了の場合は、共通記載欄に育児休業取得時に提出いただいた内容を記入のうえ、A延長 B終了の必要項目を記入してください。 ＜「育児休業等開始年月日」と「育児休業等終了（予定）年月日の翌日」が同月内の場合＞ ・共通記載欄の「育児休業等取得日数」と「就業予定日数」を必ず記入してください。 ・同月内に複数回の育児休業等取得した場合は、「育児休業等開始年月日」欄に、最初の育児休業等開始年月日を、 「育児休業等終了（予定）年月日」欄に最後の育児休業等終了（予定）年月日を記入のうえ、の育休等取得内訳を記入してください。							
共通記載欄（新規申出）		被保険者 登録番号		被保険者 氏名		被保険者 性別	
7		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		太郎		男	
被保険者 氏名		年金		太郎		6 1 0 7 1 1	
養育する 子の氏名		年金		花子		0 4 1 0 0 1	
区 分		①養子 2その他 ※「2その他」の場合は、育児休業開始年月日 (養子以外)も記入してください。		就業予定日数		0 2	
育児休業等 開始年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	
育児休業等 終了（予定） 年月日		0 4 1 0 0 3		就業予定日数		0 2	
育児休業等 取得日数		2 0		就業予定日数		0 2	

届書の処理が完了すると

ご提出いただいた、各種届書の処理が完了すると、日本年金機構から各種通知書が送付されてきますので、大切に保管ください。



事業主

保管



年金事務所

日本年金機構

各種決定通知書
・ 資格取得通知書
・ 資格喪失通知書
・ 標準報酬決定通知書

など

どんな時に書類を出したらいいかわからないとき

日本年金機構のホームページで、ケース別に必要な手続きが確認できます。
手続きに悩んだらホームページをご参照ください。



Ⅳ 事業主・事務担当者の皆さまが知っておくべきこと・知ってもらいたいこと

～よくあるご質問のQ&A～

よくある質問① 保険料納付



納付期限までに納入告知書で支払いができませんでした。この納入告知書はまだ使えますか？

お手元にある納入告知書は納付期限を超えてもお使いいただけます。



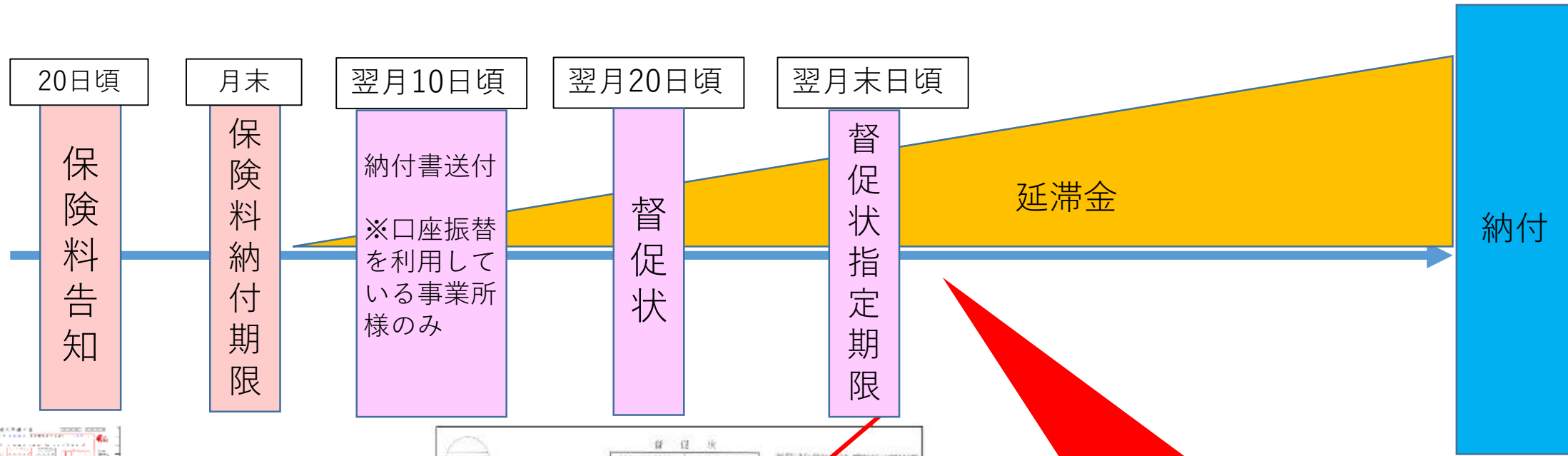
口座振替で保険料を納付していて、何らかの事情で引き落とし出来なかった場合は、どうすれば良いですか？

口座振替できなかった場合、納付書が送付されますので、それを使用して、金融機関から納付いただくことになります。



督促状（督促指定期限）

保険料納付期限までに保険料を納付できなかった場合は、翌月20日頃に督促状が発行されます。督促状内に記載された「指定期限」までに保険料を納付しなかった場合は、履行遅滞に対する損害賠償の性質を有する「延滞金」が課されますので、ご注意ください。



The demand notice form includes the following information:

- 督促状** (Demand Notice)
- 指定期限** (Specified Period): The period for payment after the deadline.
- 延滞金** (Late Fee): The amount of the late fee.

指定期限まで納付されなかった場合
納付期限の翌日まで遡って、延滞金
が課せられます。

よくある質問② 書類提出方法



日中は忙しいので、届書を提出する為だけに年金事務所に行くのは難しいです。郵送だと送付代がかかるし…
ほかに提出方法はないですか？

インターネットを使った電子申請で書類を提出することができます。
電子申請なら、24時間365日提出することが可能です。



便利そうだけど、電子申請の導入にお金がかかるんじゃない？

日本年金機構ホームページから「届書作成プログラム」をダウンロードしていただければ、無料で導入することができますよ。



紙代やプリンターのトナー代の節約にもなりそうですね。
詳しく教えてください。

電子申請

電子申請とは、書面やC D・D V Dで行っていた申請・届出を会社や自宅のパソコンからインターネットを利用して行えるサービスです。令和2年4月からは、無料で取得可能なID・パスワード（GビズID）で電子申請が可能になりました。



思ったより簡単ですね。

「GビズID」のご利用方法は、2Step

Step 1

「GビズID」のアカウント取得

検索

<https://gbiz-id.go.jp>

1

「GビズID」のホームページから「g BizIDプライム作成」のボタンをクリックして、申請書を作成・ダウンロード

2

必要事項を入力し、作成した申請書と印鑑証明書を「GビズID運用センター」に送付

3

申請が承認されると、メールが送られてきます（審査に2週間程度要します）

4

メールに記載されたURLをクリックし、パスワードを設定したら手続き完了！

Step 2

申請データ（CSV）の作成と申請

「届書作成プログラム」または、自社システム、労務管理ソフトで申請データを作成し、電子申請をします。

> 届書作成プログラム

「届書作成プログラム」は日本年金機構ホームページから無料でダウンロードできます

電子申請での届出が義務の企業もあります。今から導入しておくことをお勧めします。専門の手続き用冊子もありますよ。



電子申請

事業所からの希望登録に応じて、毎月の社会保険料額等の各種情報・通知書を日本年金機構から電子送付するサービスです。
(令和5年1月サービス開始)

サービスの概要

事業主のgBizID※により、e-Govから電子送付希望を登録することで、毎月の社会保険料額情報等の各種情報・通知書を定期的に電子データで受け取れます。

※ 利用申込みは、事業主名義で実施する必要がありますが、e-Govのアカウント間情報共有機能を活用することで、毎月の閲覧は事業主が指定した担当者が実施することも可能です。

各種情報・通知書の内容		メリット
社会保険料額情報	・月末に納付いただく社会保険料の見込額の情報。	・郵送される納入告知書、保険料納入告知額・領収済額通知書が届くよりも早く社会保険料額を知ることが出来ます。
保険料増減内訳書	・保険料の増減に該当する被保険者、増減となった理由及び増減額の情報。	・資格取得届等の提出により、前月と当月の社会保険料額に増減が生じた場合に、その理由等を知ることが出来ます。
基本保険料算出内訳書	・9月分※の保険料の基礎となる標準報酬月額ごとの被保険者数等の情報。毎年10月にのみ作成されます。 ※毎年7月に提出される算定基礎届が最初に反映される月	・算定基礎届を提出した結果の標準報酬月額毎の人数を知ることが出来ます。
賞与保険料算出内訳書	・被保険者ごとの賞与保険料の情報。 賞与支払届の提出があった場合にのみ作成されます。	・個人毎の賞与に係る保険料額を知ることが出来ます。
被保険者データ	・届書作成プログラム※で簡単に届書を作成するための事業所と被保険者の情報。 ※日本年金機構が無料で提供している、届書を簡易に作成・申請できるソフト	・社会保険の手続きを簡易に電子申請することが出来ます。
保険料納入告知額・領収済額通知書 (R6.1～)	・社会保険料を口座振替で納付している事業所に対して、当月の口座振替額と前月の領収額を通知するもの。	・毎月、郵送されてくる口座振替額の通知の管理が簡単になります。

New!!

年金制度の情報など、詳しくはこちらで ご確認をお願いします。

日本年金機構 ホームページ



<https://www.nenkin.go.jp/>



本日の内容の復習・確認には
「健康保険・厚生年金保険の事務手続きガイド」
動画がおすすめです。

日本年金機構 事務手続きガイド

検索

日本年金機構 X (旧Twitter)



@Nenkin_Kikou